



長野県報

8月31日(木)
平成29年
(2017年)
第2904号

目 次

規 則

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則(森林づくり推進課) 1

告 示

長野県議会定例会の招集(財政課) 1

救急病院等を定める省令に基づく救急病院及び救急診療所の認定(医療推進課) 1

保安林の指定施設要件の変更予定(森林づくり推進課) 2

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(10件)(道路管理課) 3

特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課) 14

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 14

規 則

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第36号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和46年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「省令第27条第1項」を「法第23条」に改め、同条第1号中「10月1日」を「9月20日」に改め、同条第2号中「9月16日」を「9月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林づくり推進課

告 示

長野県告示第431号

平成29年9月21日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第432号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院及び救急診療所は、次のとおりです。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50	平成32年9月1日
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	平成32年8月31日

医療推進課

長野県告示第433号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件を変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第434号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市龍江73の4・77の3・81の8（以上3筆国有林）、81の2、82の3、82の4、83の3、83の4

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第435号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び信濃町役場に備え置きます。

平成29年8月31日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
古間	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域。	信濃町	富濃	諏訪の原	1916番3 1945番2 1973番4 1973番1 1968番6 1968番5 1967番5 1967番3	1号 2号、3号及び4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号
		"	"			
		"	"			
		"	"			
		"	"			
		"	"			
		"	"			
		"	"			

砂防課